

マックスバリュ観音寺ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年4月3日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ観音寺ショッピングセンター 観音寺市昭和町1丁目甲1559番地ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
JR観音寺駅に近く、大型ショッピングセンターとして新規出店のため、特に近隣地権者との協議や、周辺地域の状況等を勘案して開店までに時間が相当あるので十分な対処をお願いする。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成20年8月18日（月曜日）から同年9月18日（木曜日）まで